

# 新潟市無電柱化推進計画の概要



- 無電柱化の整備完了までには多額の費用と長期の期間を要するため、重点的に取り組む路線の考え方を定め、限られた予算の中で計画的かつ効果的に無電柱化を進めていきます。

## 整備方針

### 国の取り組み

- **無電柱化の推進に関する法律**  
無電柱化の推進に関し、基本理念、国の責務等、推進計画の策定等を定める
- **無電柱化推進計画**  
無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図る

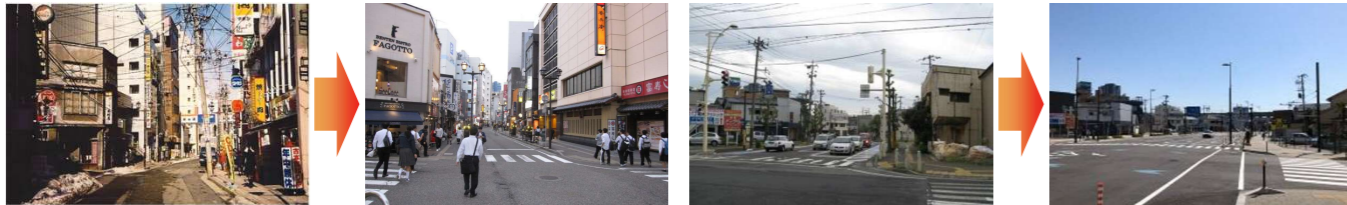
### 無電柱化の課題

- 整備期間が長い
- 整備費用が高い
- 地上機器設置場所の確保が困難

整備効果の早期発現が求められる

### これまでの整備状況

- 新潟市では、電線共同溝方式を中心に無電柱化を進めており、これまで約68kmの整備が完了

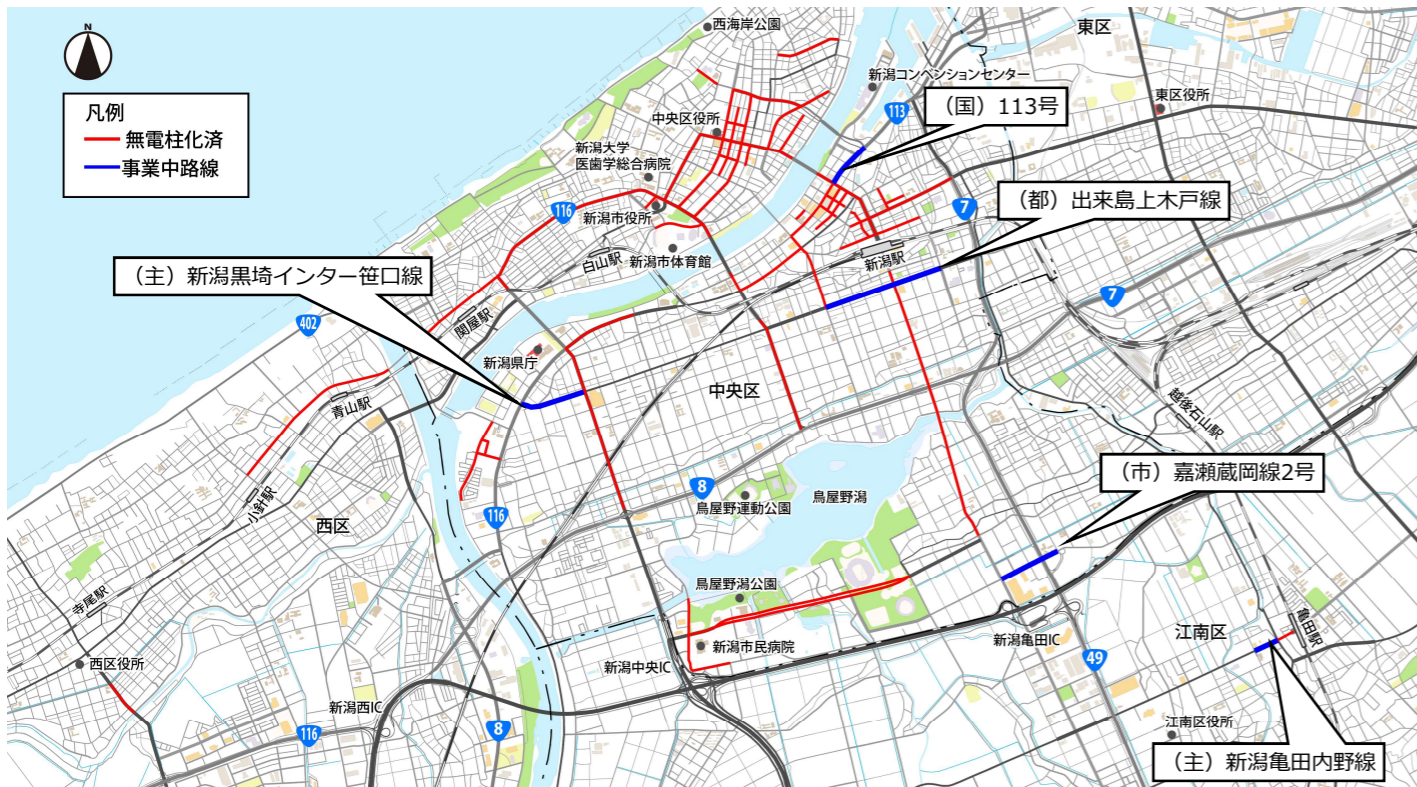


市道 南2-49号線（弁天通り）

都市計画道路 新潟鳥屋野線

## 計画期間と計画目標

- 計画期間：令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までの4年間
- 計画目標：現在、整備を進めている5路線（計画延長6.7km）の無電柱化を推進するとともに、国の「無電柱化推進計画」の目標達成に資する路線の無電柱化を進める



## 【無電柱化を推進する路線】

### 防災

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等、災害の被害拡大の防止を図るために必要な道路



### 安全・円滑な交通確保

学校周辺の通学路や歩行者が電柱を避けて車道にはみ出すような道路等、安全かつ円滑な交通の確保が必要な道路



### 景観形成・観光振興

地域の特性を活かした良好な景観形成や観光振興に必要な地区内の道路



## 【無電柱化を重点的に取り組む路線】

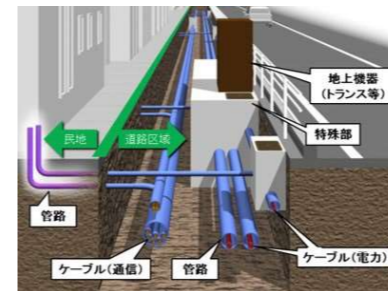
激甚化・頻発化する近年の気象災害の状況を踏まえ、「防災」に重点を置き、市街地の緊急輸送道路等における無電柱化を優先的に推進

## 無電柱化の推進に向けた取り組み

### ○多様な整備手法による無電柱化

効率的な手法により無電柱化を進めるとともに、低コスト手法の導入を検討します。

#### 【通常の整備手法】



#### 【低コスト手法】



### ○新設電柱の抑制

道路事業や市街地開発事業と一体的に無電柱化を進められるよう電線管理者と調整します。

### ○占用制限の運用

道路法第37条に基づく占用制度を適切に運用し、緊急輸送道路における電柱の新設を制限します。

電柱の新設を制限する区域	新潟市が道路法に基づいて管理する緊急輸送路のすべての区域
制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱を対象（占用制限開始前に占用許可された既存電柱は、当面の間、占用を許可）
仮設電柱の例外	電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、仮設電柱の設置を許可
制限を開始する日	令和2年3月13日

## 【その他推進のために必要な取り組み】

- 関係者間の連携強化
- 広報・啓発活動
- 計画の進行管理